

東北支社 脱炭素化施策検討業務

特 記 仕 様 書 (案)

令和8年9月

東日本高速道路株式会社

東 北 支 社

第 1 章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 東北支社 脱炭素化施策検討業務

1-1-2 道路名 東北支社管内

1-1-3 履行箇所 東北支社管内

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	概 要	単位	数量	備考
基礎情報収集	環境省、経済産業省、国土交通省等の環境施策、エネルギー政策、関連法制度、補助制度、脱炭素技術の動向、東北地方の地方自治体及び関連事業者等の取組状況を収集し、施策又は技術ごとに基礎情報整理表として取りまとめる。	式	1	
実現可能性調査	6 分野の脱炭素化施策について、導入箇所、必要設備、想定効果、概算事業費、維持管理、技術的・制度的課題等を整理し、東北支社管内への適用可能性を調査する。	分野	6	
脱炭素化モデル検討	・脱炭素化モデルについて、想定導入箇所、設備・施設概要、概略施設配置、設備規模、想定効果、概算事業費及び概略工程を整理する。 ・各ケースの技術的・制度的・事業的課題、維持管理上の留意点及び実装に向けた対応方針を整理する。	ケース	3	

1-2 適用する諸基準

契約書第 1 条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 8 年 7 月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1-1 2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時又は変更時において請負金額が 1 0 0 万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールで送信し、

「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関へ登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- （１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 15 日以内
- （２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 15 日以内
- （３）完了時は、完了届提出日の翌日から 15 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合についても同様に、テクリスから受注者に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関へ登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式—2）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 480 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1－5 資料の貸与

共通仕様書 1－15－1 及び 5－2－3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、貸与予定日は履行期間中における予定であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
東北支社グループ CN推進戦略	—	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品
排出量算定 2013年度 2023年度	令和7年度 東北支社カーボンニュートラル推進戦略検討補助業務	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書1-20「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
令和8年度 東北支社カーボンニュートラル推進戦略検討補助業務	令和8年9月1日～ 令和9年3月31日	(株)ネクスコ・エンジニアリング 東北	NEXCO 東日本	成果品の 使用

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表(本特記仕様書様式—1)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し、提出するものとする。ただし、記載する項目は、監督員と受注者との協議の上、変更できるものとする。

計画工程表の作成にあたっては、本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期及び共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期を十分に考慮し、これらの事項を計画工程表に記載するものとする。

種 別	項 目	備考
脱炭素化施策検討	基礎情報収集	
	実現可能性調査	
	脱炭素化モデル検討	
打合せ		
成果品作成		

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告するとともに、共通仕様書様式第1-4号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-14-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果、調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは、受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-22「打合せ」に規定する調査等打合簿を、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員へ提出するものとする。

また、監督員は、受注者より提出された調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-9 工事記録情報の作成について

受注者は、共通仕様書 1-44-1「工事記録情報」の規定によらず、「工事記録収集システム」へのデータ入力不要とする。

1-10 成果品

共通仕様書 1-5-1「成果品」によらず下記の通りとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出のおおむね 30 日前までに、成果品を取りまとめた上で、調査等打合簿により監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全及び維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理等、当該調査等以降に実施される業務に配慮すべき事項について整理し、取りまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

第2章 調査等細部に関する事項

2-1 業務の概要

本業務は、東北支社管内の高速道路事業における維持管理事業、建設事業、道路管理及び休憩施設等を対象として、脱炭素化に資する施策の情報収集、適用可能性の評価及び具体的な導入モデルの概略検討を行い、東北支社におけるCN実現に向けた施策の方向性及び今後の検討課題を整理するものである。

2-2 基礎情報収集

基礎情報収集は、東北地方の地域特性及び高速道路事業の特性を踏まえ、脱炭素化施策の検討に必要な基礎情報を収集し、施策又は技術ごとに比較検討が可能となるよう整理するものである。収集対象は、原則として公開資料、行政資料、既往文献、事業者公表資料及び必要に応じたヒアリング結果とする。

(1) 収集対象

受注者は、次に示す情報を収集するものとする。

- 1) 環境省、経済産業省、国土交通省等の環境施策、エネルギー政策、関連法制度及び補助制度
- 2) 道路事業、道路管理、維持修繕及び建設工事に関連する脱炭素技術
- 3) 再生可能エネルギー、新エネルギー、省エネルギー、蓄電、熱利用、CO2回収等に関する技術動向
- 4) 東北地方の地方自治体、関連事業者、民間事業者等における脱炭素化の取組状況

(2) 調査方法

調査方法は、文献調査、インターネット調査、公開資料の収集及び必要に応じた関係機関への電話等によるヒアリングを基本とする。

(3) 成果整理

受注者は、収集した情報について、次に示す項目を整理した基礎情報整理表を作成するものとする。

- 1) 施策又は技術の名称
- 2) 概要
- 3) 関連する政策、制度
- 4) 導入事例
- 5) 東北支社管内への適用可能性
- 6) 想定される効果
- 7) 導入にあたっての課題
- 8) 参考資料及び出典

2－3 実現可能性調査

実現可能性調査は、2－2の結果を踏まえ、次に示す6分野について東北支社管内への適用可能性を調査し、施策ごとの実現可能性を整理するものである。調査にあたっては、導入箇所、必要設備、想定効果、概算事業費、維持管理性、技術的・制度的課題等を整理し、取りまとめるものとする。

(1) 調査対象分野

- 1) 再生可能エネルギー・新エネルギーへの転換
- 2) 排出量の低減・最小化
- 3) 道路利用者への排出量削減支援
- 4) CO2回収、新技術及び植物資源等の活用
- 5) 気候変動・災害影響への対応
- 6) その他、監督員が必要と認める脱炭素化施策

(2) 調査内容

受注者は、各分野の施策について、次に示す内容を整理するものとする。

- 1) 想定される導入箇所又は適用場面
- 2) 導入に必要な設備、施設、運用体制等
- 3) 技術的課題や制度的課題、事業性・維持管理性及び運用面の課題
- 4) 温室効果ガス削減効果
- 5) 他機関又は民間事業者の導入事例
- 6) 東北支社管内での実現可能性評価

(3) 評価方法

各施策の実現可能性は、次の区分により整理するものとする。

○：実現可能性あり △：要検討 ×：実現可能性なし

整理にあたっては、理由を明記し、技術的成立性、制度適合性、導入効果、概算事業費、維持管理性、地域特性との適合性等の観点から総合的に評価するものとする。

2－4 脱炭素化モデル検討

脱炭素化モデル検討は、次に示す3ケースを対象として、施策の導入可否を判断するための概略検討を行うものである。

(1) 検討対象ケース

- ケース1：太陽光発電の活用
- ケース2：発生バイオマスの活用
- ケース3：地中熱・雪資源の活用

（２）検討内容

受注者は、各ケースについて、次に示す項目を検討するものとする。

- １）導入目的
- ２）想定導入箇所又は適用場面
- ３）導入する設備又は施設の概要
- ４）概略施設配置および設備規模
- ５）想定される発電量、熱利用量、エネルギー代替量等
- ６）温室効果ガス削減効果の概略試算
- ７）概算事業費及び概略工程
- ８）維持管理上の留意点
- ９）導入にあたっての技術的課題
- 10）制度的課題
- 11）事業性に関する課題
- 12）実装に向けた対応方針

（３）検討レベル

本検討は、施策の導入可能性を判断するための概略検討とする。

設備規模、配置、概算事業費等は、公開資料、類似事例、既往資料、メーカー等の公表資料、必要に応じたヒアリング結果に基づき整理するものとする。

（４）除外事項

太陽光発電、水素燃料電池、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等を組み合わせた再エネ 100%SPA としての脱炭素化モデル検討は、本業務の対象外とする。

２－５ 打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め４回とする。打合せの検測数量は１式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いが監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路 株式会社 東北支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

２－６ 交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する交通費・宿泊費には、打合せに必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-7 成果品

本業務における報告書等の成果品は、調査等共通仕様書 1-45-5「標準提出部数」によらず、次のとおりとする。なお、調査等共通仕様書 1-45-3「電子納品」、1-45-4「電子納品チェックシステム」については適用しないものとする。

(成果品一覧表)

成果品項目	出力用紙の大きさ データ形式	提出部数	適用
報告書	A4(紙) 白焼き製本(キングファイル)	1	
上記を保存した電子媒体(CD-R等)	報告書: データ (Wordデータ等)、PDFデータ	1	

第3章 補足事項

3-1 業務の追加について

本業務の実施に伴い、次に示す業務内容の追加が必要となった場合は、その費用について別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

- (1) 基礎情報収集により得られたカーボンニュートラルに資する施策の追加

3-2 調査等打合簿への概略業務量の提示

- (1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師 B 換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

- (2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

以 上

様式－2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 東北支社 脱炭素化施策検討業務

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)